

## A ブランド普通預金（無利息型を含む）取引規定集（個人用）

### Aブランド普通預金規定（無利息型を含む）

普通預金〔段階金利型〕（以下、「Aブランド普通預金」といいます。）については、普通預金規定（無利息型を含む）および定期性総合口座取引規定（普通預金無利息型を含む）によるほか、次の規定（以下、「本規定」といいます。）により取扱います。

なお、普通預金規定（無利息型を含む）および定期性総合口座取引規定（普通預金無利息型を含む）と本規定について相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

#### 1.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）10,000 円以上について付利単位を 1円として、毎年 2月と 8月の当金庫所定の日に、当金庫所定の預金残高金額の段階ごと（以下、「金額段階」といいます。）に店頭表示する金額段階別の利率によって計算のうえ、この預金に組み入れます。なお、金額段階および利率は金融情勢に応じて変更します。また、普通預金無利息型には利息をつけません。

#### 2.（お取引状況に応じた優遇）

この預金口座には、お取引の状況を把握して優遇に関する判定を行う機能が付されており、この機能により当金庫は Aブランド普通預金のお取引に関して、当金庫所定のお取引状況に応じた優遇サービスをご提供することができるものとします。

以 上

### Aブランド優遇サービス規定

#### 1.（Aブランド優遇サービス）

（1）Aブランド優遇サービス（以下、「本優遇サービス」といいます。）の対象となる当金庫所定のお取引について、当金庫は、2.に定めるお取引優遇のサービスなど当金庫所定のサービスの提供をさせていただきますことができるものとします。

（2）本優遇サービスは、Aブランド普通預金口座のお申込みを当金庫が受付し、所定の手続きを完了した時点から開始するものとします。また、Aブランド普通預金口座が解約となった時点で終了するものとします。

#### 2.（お取引優遇のサービス）

（1）当金庫は、当金庫所定のお取引状況に応じて当金庫所定の各種手数料や金利等のお取引優遇のサービスをご提供できるものとします。お取引優遇のサービスには、Aブランド普通預金規定（無利息型を含む）に定めるお取引優遇判定機能による Aブランド普通預金のお取引に関する優遇サービスと、それ以外の各種お取引についての優遇サービスとがあります。

（2）本優遇サービスに必要なお取引状況及び各種優遇内容については、店頭のパンフレット等に記載します。

(3) 本優遇サービスに必要なお取引状況及び各種優遇内容については、特に通知することなく変更することがあります。本優遇サービスの対象となるお客様は、かかる変更につきあらかじめ同意するものとします。本優遇サービスによる各種優遇は、当金庫の事情等で一時的に停止し、または終了することがあります。

(4) 対象のお客様について、支払の停止・民事再生手続開始の申立て・仮差押え・差押え・相続・破産の申立て・取引約定違反など本優遇サービスのご提供が困難になる事由が生じたときには、当金庫の判断で停止し、または終了することができるものとします。また、当金庫に対する債務の弁済が遅延しているときも、本優遇サービスを停止することができるものとします。

### 3. (規定の適用)

本優遇サービスのご利用にあたっては、この規定の定めによるほか、各お取引それぞれの規定等によりお取扱いいたします。なお、本優遇サービス終了後も、各お取引並びにサービスは個々の規定等によりお取扱いいたします。

以 上

## 定期性総合口座取引規定 (普通預金無利息型を含む)

### 1. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、あましん定期性総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。

①普通預金(無利息型を含みます。以下同じ。)

②期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金、定額複利預金および変動金利定期預金(以下これらを「定期預金」といいます。)

③定期積金

④第2号の定期預金または第3号の定期積金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

### 2. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。

(2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、定額複利預金の預入れは一口1万円以上(ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。)、変動金利定期預金および自由金利型定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れは、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも取扱います。ただし、解約または書替継続は本店のみで取扱います。

### 3. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金および定額複利預金は、通帳の定期性預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金および定

額複利預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金および定額複利預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

#### 4. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、この取引以外の定期預金への書替継続および定期積金の解約をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。なお、定期積金を解約する場合は定期積金掛込帳も併せて提出してください。

(2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。

(3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

#### 5. (預金利息の支払い)

(1) 普通預金(ただし、無利息型を除きます。)の利息は、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、普通預金に組入れます。

(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

#### 6. (当座貸越)

(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金および定期積金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。ただし、当座貸越金をもって積立定期預金の入金および定期積金の掛金払込みは自動支払いいたしません。

(2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の定期預金および定期積金掛込残高の合計額の90%または300万円のうちいずれか少ない金額とします。

(3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

#### 7. (貸越金の担保)

(1) この取引に定期預金または定期積金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。

① この取引の定期預金および定期積金掛込残高には、その合計額について334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

(2) この取引に定期預金または定期積金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、預入日(継続をしたときはその継続日)または契約日の早い順序に従い担保とします。貸越利率が同一となる定期預金または定期積金が

数口ある場合も同様とします。また定期積金に対する質権設定手続は当金庫所定の方法とします。

(3) ①貸越金の担保となっている定期預金または定期積金について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

②前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

#### 8. (貸越金利息等)

(1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当金庫所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

##### A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率

##### B 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率

##### C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率

##### D 定額複利預金を貸越金の担保とする場合

その定額複利預金ごとにその「5年」の利率に年0.50%を加えた利率

##### E 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率

##### F 定期積金を貸越金の担保とする場合

その定期積金ごとにその約定利回りに年1.00%を加えた利率

②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③この取引の定期預金および定期積金の全額の解約により、定期預金および定期積金のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

(3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%(年365日の日割計算)とします。

#### 9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払いおよび定期積金の給付契約金等の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、

相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3)届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 10.(印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 11.(即時支払)

(1)次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。

- ①支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき
- ②相続の開始があったとき
- ③第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
- ④住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき

(2)次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

- ①当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
- ②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- ③定期積金掛金の払込みが6か月以上遅れているとき

#### 12.(解約等)

(1)普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金または定期積金の記載がある場合で、定期預金または定期積金の残高があるときは、別途に定期預金の通帳または定期積金通帳を発行します。

(2)前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
  - A. 暴力団
  - B. 暴力団員
  - C. 暴力団準構成員
  - D. 暴力団関係企業

E . 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F . その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A . 暴力的な要求行為

B . 法的な責任を超えた不当な要求行為

C . 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D . 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E . その他前各号に準ずる行為

④この預金が暴力団等の活動に使用されたと認められた場合

13. ( 差引計算等 )

( 1 ) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。

①この取引の定期預金および定期積金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金または定期積金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

②前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

③第 1 号により、なお普通預金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

( 2 ) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率、定期積金についてはその約定利回りとします。

14. ( 譲渡、質入れの禁止 )

( 1 ) 普通預金、定期預金、定期積金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

( 2 ) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

以 上

定期性総合口座取引追加規定 ( 普通預金無利息型を含む )

定期性総合口座通帳のほかに、総合口座定期預金・担保明細帳 ( 以下「明細帳」といいます。 ) をお持ちの場合、以下のとおり取扱うものとします。

1. 定期性総合口座取引規定 ( 普通預金無利息型を含む ) の各条項における「通帳」には定期性総合口座通帳のほか、明細帳を含むものとします。

2. 普通預金口座を解約する場合には、定期性総合口座通帳のほか、明細帳も提出してください。

以 上

## 普通預金規定 ( 無利息型を含む )

### 1. ( 反社会的勢力との取引拒絶 )

この預金口座は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからE、第4号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからE、第4号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

### 2. ( 取扱店の範囲 )

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

### 3. ( 証券類の受入れ )

( 1 ) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの ( 以下「証券類」という。 ) を受入れます。

( 2 ) 手形要件 ( とくに振出日、受取人 )、小切手要件 ( とくに振出日 ) の白地はあらかじめ補充してください。

当金庫は白地を補充する義務を負いません。

( 3 ) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

( 4 ) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

( 5 ) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

### 4. ( 振込金の受入れ )

( 1 ) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

( 2 ) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

### 5. ( 受入証券類の決済、不渡り )

( 1 ) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の「お支払金額」欄に記載します。

( 2 ) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。

( 3 ) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

### 6. ( 預金の払戻し )

( 1 ) この預金を払戻すときは、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

( 2 ) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。

(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

#### 7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

また、普通預金無利息型には利息をつけません。

#### 8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

#### 9. (印鑑照合等)

支払請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 10. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

#### 11. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が前条第1項に違反した場合

③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合



- A . 暴力団
- B . 暴力団員
- C . 暴力団準構成員
- D . 暴力団関係企業
- E . 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F . その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A . 暴力的な要求行為
- B . 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C . 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D . 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E . その他前各号に準ずる行為

④この預金が暴力団等の活動に使用されたと認められた場合

(4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

以 上

## 共通規定

1. (保険事故発生時における預金者および積金契約者からの相殺)

(定期預金・定期積金)

(1) 定期預金および定期積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この預金または積金が定期性総合口座取引規定第7条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳ならびに掛込帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。積金の場合は定期性総合口座通帳とともに提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極

度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。

②前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。定期積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。

ただし、変動金利定期預金の場合、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

(普通預金)

(1)この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定め

によるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 2. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 3. (盗難通帳による預金等の不正払戻し被害補償)

### (1) 預金の払戻し

この預金を払戻すときは、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。

この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

### (2) 印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

### (3) 盗難通帳による払戻し等

①盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

(i) 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

(ii) 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

(iii) 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

②前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

③前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

④第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

（i）当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況について当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

（ii）通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

⑤当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

⑥当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。

⑦当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

（4）盗難通帳被害においてお客様の重大な過失または過失となりうる場合

①預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

（i）預金者が他人に通帳を渡した場合

（ii）預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合

（iii）その他預金者に（i）および（ii）の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※上記（i）および（ii）については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることができないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

②預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- ( i ) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- ( ii ) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
- ( iii ) 印章を通帳とともに保管していた場合
- ( iv ) その他本人に ( i ) から ( iii ) の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上

## 休眠預金等に係る預金共通規定

### 1. 本規定の適用範囲

本規定は、当金庫の預金のうち、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）第2条第2項に定める預金等に該当するものについて、当該預金に適用する各規定に加えて適用するものとします。

### 2. 休眠預金等活用法に係る異動事由

当金庫は、この預金について、当金庫ウェブサイトに掲げる事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

### 3. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後であった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。

ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合（1ヶ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く。）に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては初回満期日）

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと

当該事由が生じた期間の満期日

a)異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）

b)当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。

ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合（1ヶ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く。）に限ります。

③ 定期性総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと

他の預金に係る最終異動日等

4 . 複数の預金を組み合わせた商品（総合口座等）の最終異動日等

総合口座取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由( 第 3 条第 2 項において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

以 上